全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2020 年 5 月 1 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■新型コロナウイルス対策　融資、資金繰り、税金の悩みを解消！

緊急相談会実施中！　※感染防止のため事前予約をお願いします。

《新着情報》

新型コロナで売り上げが半減した全事業者が対象

持続化給付金 受付スタート

インターネットでの申請　民商が応援します

個人事業者やフリーランスに 100万円（最大）

中小企業(法人)に 200万円（最大）

国の「持続化給付金」の受付が始まりました。民商では、「私も申請できる？」「給付額はいくら？」「申請には何を準備すればいいの？」「インターネットでの申請の仕方がよく分からない」…そんな悩みに応えて申請を応援しています。お気軽にご相談ください

【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年 1 月以降の売り上げが前年同月比で 50%以上減少しているフリーランスを含む個人事業者と中小企業（法人）

【給付額の計算】

前年の総売り上げ（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売り上げ×12 カ月）→この計算方法で算出した金額に対して法人は最大 200 万円、個人事業者・フリーランスは最大 100 万円を支給

【計算例】

例えば、昨年 3 月の売上高 30 万円、年間の売上高 400 万円の個人事業者で、今年 3 月の売上高が 15 万円に減少した場合

400 万円－（15 万円×12 カ月）＝220 万円→上限の 100 万円を国が給付

【申請の方法】

インターネットで持続化給付金のウェブページにアクセス。必要書類を添付して登録・申請

※裏面へ続く

新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）について

○　新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，事業者の皆様に，休業や営業時間の短縮（飲食店等に限る）へのご協力をお願いします。
○　県の要請に応じ，協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して，下記の通り「新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（仮称）」を支給します。

(1)　支援の対象

休業や営業時間短縮を要請されている施設を運営する中小企業及び個人事業主であって，県の要請に応じて，令和２年４月２５日（土）から令和２年５月６日（水）までの計１２日間休業をご協力いただいた方。

(2)　協力金の金額

①　中小企業　：２０万円
②　個人事業主：１０万円
※なお，複数店舗を有する事業者には，１０万円を上乗せ。

(3)　申請受付

①　申請開始　　（※予算成立次第，速やかに公表いたします。）
②　申請方法　「専用相談・申請窓口」まで申請書類を郵送
③　申請書類
・協力金申請書［指定様式］
・営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し，営業許可証等）
・本人確認書類（免許証の写し等）
・休業実態が確認できる書類（休業期間を告知するポスター・チラシ等）
・誓約書［指定様式］
など

(4)　休業や営業時間短縮を要請されている施設

県のホームページでご確認ください。

《使える制度》

実質無利子の融資など

・上限６千万円。３千万円なら当初３年は利子補助。
・個人向け緊急小口資金（生活支援費月２０万円以内）
・その他、借り換えや返済猶予などの相談も。

休業手当などの助成金

・雇用調整助成金により休業手当の４/５、解雇等行わない場合、９/１０を助成。

税・保険料の支払い猶予

・税金、国保料、社会保険料など、払える額で分納を。

小規模業者への補助金

※持続化給付金（法人に最大２００万円、個人事業者に最大１００万円を給付）とは別の補助金

・HP やチラシ作成、広告、店舗改装などの費用補助。

■追加情報

鹿屋市独自の支援策について（4/30 夕方現在の情報）

主な支援策

●事業者等支援

①新型コロナウイルス感染症対策休業協力金（窓口：商工振興課）

内容	鹿児島県の休業・営業時間短縮の要請に協力した事業者に対し、県の協力金に市独自で上乗せして給付
対象・要件等	休業等を要請されている施設を運営する事業者で、令和 2 年 4 月 25 日から 5 月 6 日までの計 12 日間休業等に協力した方 **【協力金の額】** **・中小企業：10 万円（参考：県の協力金 20 万円）** **・個人事業主：5 万円（参考：県の協力金 10 万円）** ※複数店舗を有する事業者には 5 万円を上乗せ（県は 10 万円上乗せ）

②がんばる事業者応援補助金（窓口：商工振興課）

内容	市内事業者等による感染予防対策や、感染予防に配慮した販売促進活動等の取組（テイクアウト等）に対し、1 件あたり 100 万円を上限に助成
対象・要件等	市内商工団体、商店街、通り会、業界団体等 【補助額】 事業費の４／５以内（上限 100 万円）

●市民生活支援

①子育て応援給付金（窓口：特別定額給付金事業推進事務局）

内容	臨時休校などにより、経済的な負担が増えている子育て世帯の生活を支援するため、市独自に 18 歳までの子ども一人につき 1 万円を給付する。
対象・要件等	平成 14 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、令和 2 年 4 月 27 日時点で市の住民基本台帳に記載されている方 **【給付時期】特別定額給付金の支給日に合わせて給付（申請不要）**※特別定額給付金とは、国の対策である一人 10 万円の給付金のことです。